

高圧ガスの消費事業者の皆様へ

高圧ガス容器は、収納されているガスの特性に合わせて高圧ガスを安全に使用出来るように作られています。

しかし、その取扱い方法を間違えていたり、知らないまま使用されると

逆に人命に関るような重大な事故につながりかねません。

当協会では、高圧ガス容器による事故を未然に防止する為にこの周知案内書を作成致しました。

高圧ガス容器の安全な取り扱いにご活用ください。

一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会

高圧ガス容器を使用する前の準備

高圧ガスを購入時には、高圧ガス販売事業者と容器の使用等に関する契約を締結した上で使用しましょう。

- ・高圧ガスは、販売の許可を得ている正規の高圧ガス販売事業者から必ず購入しましょう。
- ・正規の販売事業者以外からの購入は、安全な使用の指導を受けられないので行わないでください。
- ・高圧ガスの使用に際して高圧ガス販売事業者と容器の使用等に関する契約を締結し、販売事業者より原則貸与される高圧ガス容器をご利用ください。例外として容器ごと購入して使用する場合は、放置容器にならないように、高圧ガス容器の譲渡及び代理登録に係わる契約書を締結しなければいけません。

高圧ガス容器の保安管理組織を設け、高圧ガスの管理責任者を決めましょう。

- ・管理責任者を選任すれば適正な高圧ガスの在庫管理も出来るので急なガス切れ等を防止することも出来ます。危険な放置容器、停滞容器も無くなり高圧ガス容器の盗難防止にもつながります。



高圧ガス使用上の注意

高圧ガスを取り扱う従業員は1年間を通して1回以上、高圧ガス保安に関する教育を受講する必要があります。

- ・神奈川県高圧ガス流通保安協会では、消費事業者の方を対象に毎年秋に県下6会場で講習会を開催しています。

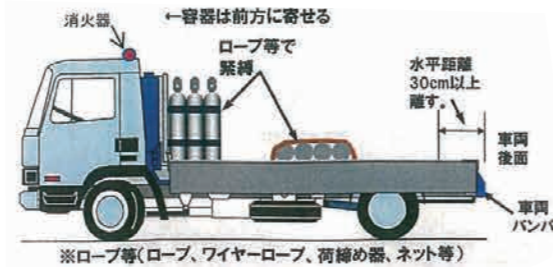
高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理者が管理状況を確認して記録を残しましょう。

高圧ガス容器管理台帳を備え、常に容器の受け払い状況の管理を行いましょう。

高圧ガス容器移動の基本

- ・確実な車両運行前点検
- ・警戒票は、車両前方及び後方
- ・イエローカードの携行
- ・防災機材 消火器の携行
- ・駐車時は、車輛止め
- ・プロテクターや保護キャップを使って確実にバルブを保護したうえで移動しましょう。勿論、調整器(レギュレーター)は、取り外して下さい。

・積載方法の基本



- ・高圧ガスを対象とした路上取締が毎年実施されていますので注意しましょう。

高圧ガス保管と保管場所の注意

高圧ガス容器は直射日光を避け、通風の良い場所に置くと定められています。

- ・保管場所は、常に40℃以下に保ち、酸素と可燃性ガス容器とは区分します。また、同様に充填容器と残ガス容器も区分して容器置場に保管しなければなりません。

高圧ガス容器は、容器置場内で立てて保管します。

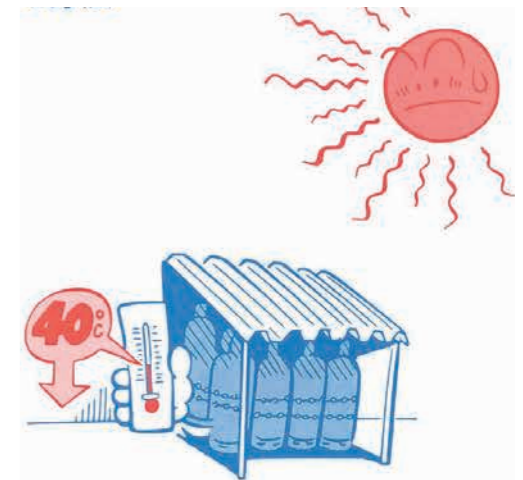
- ・保管する高圧ガス容器は、転倒・転落をしないようにクサリ等でしっかり固定してください。また、保管場所の周囲2メートル以内は火気厳禁です。火気厳禁の掲示を行い消火器を必ず用意しましょう。容器バルブが締まっていることを確認し、プロテクターや保護キャップがきちんと付いている状態で高圧ガス容器を保管してください。

高圧ガス容器返却時の注意。

- ・容器バルブが完全に締まっていることを確認し、必ず残ガスを残して高圧ガス販売事業者へ返却下さい。

高圧ガスの貯蔵量による適切な措置を行います。

- ・高圧ガス保安法では、ガスの貯蔵量により、貯蔵所として都道府県に許可や届出を行う必要があります。
- ・貯蔵所には、警戒票を掲げ、消火器を備えるなどの義務が発生します。詳しくは、販売店までご相談ください。
- ・圧縮アセチレン 40キログラム、液化石油ガス 300キログラム以上の貯蔵には、所轄消防長または消防署長に届出をしないといけません。販売店にご相談ください。



高圧ガス容器の適正な管理

長期停滞容器や放置された容器は事故につながります。

・事故事例

平成28年5月、長崎市の魚市場で酸素の容器が破裂し、市場の天井のパネルが落下、軽トラックのフロント部分が大破、近くで作業していた4名の方が怪我をされました。当該容器は、いけすへの供給用として10年位前から接続されたままであり、塩水などによる腐食が疑われております。



長期停滞容器は放置容器として適切な管理が行われないことが多く、このような事故の原因となります。

- ・使用済の高圧ガス容器は直ちに高圧ガス販売事業者へ返却することとし、残ガスがある容器であっても、原則として6ヶ月以上は留置してはいけません。
- ・放置された高圧ガス容器、不明な高圧ガス容器を発見したら、高圧ガス販売事業者又は、神奈川県高圧ガス流通保安協会にお問い合わせください。
- ・処理にお困りの高圧ガス容器がある場合には、神奈川県高圧ガス流通保安協会に処理依頼を行ってください。但し有償となりますが、高圧ガス保安法に則り処理します。

